

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

熊本国民年金 事案 751

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年12月まで

申立期間については確定申告書が残っており、申立期間当時の税務調査でも国民年金保険料の所得控除を認めているので、保険料を納付したことは明らかである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳から60歳まで40年間国民年金に加入しているところ、申立期間を除いて国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間に対応する申立人の夫の国民年金保険料は納付済みである上、申立人が所持している申立期間当時の確定申告書（控）から算出された保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立期間当時、申立人の夫が営んでいた事業は安定していたことがうかがえる上、申立期間の前後を通じて生活状況に大きな変化は見当たらないことから、国民年金保険料の納付が困難であったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から同年12月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年3月まで
② 昭和50年10月から同年12月まで
③ 昭和56年1月から同年3月まで

申立期間①から③までについて、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、それぞれ3か月と短期間であり、オンライン記録によれば、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は現年度納付していることが確認できる上、申立人が国民年金保険料を一緒に納付していたと主張している申立人の夫は納付済みであることから、当該期間についても、保険料を納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人に係る国民年金被保険者名簿及び特殊台帳において、A市からB市に転入したのは昭和51年1月29日と記載されており、当該期間について、B市では納付書は発行されておらず、夫が夫婦二人分の保険料を集金人に納付することはできなかったものと考えられる上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から同年12月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年7月25日

平成21年7月25日にA社が支給した賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、賞与支払届の提出が遅延したため、年金額の計算に反映されない記録になっている。申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、事業主が提出した給料支払明細書（控）及び所得税源泉徴収簿から、申立人は、平成21年7月にA社から標準賞与額12万5,000円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に相当する厚生年金保険料を上回る額の保険料を事業主により控除されていることが推認できる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、前述の給料支払明細

書（控）及び所得税源泉徴収簿で確認できる賞与支給額から12万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を申立期間当時に届け出ていなかったとしており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和48年6月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年6月18日から同年7月1日まで

私は、申立期間について、A社（現在は、C社）に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が提出した勤務証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和48年6月18日にA社本社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年7月の社会保険事務所（当時）の記録から6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、これを行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 50 年 3 月まで

昭和 49 年 5 月頃、A 市役所 B 支所の人から「20 歳からの未納の国民年金保険料は払っておいた方がいいよ。」と言われ、過去の未納分をまとめて納付し、その後は毎月区長さんに、主人の分と一緒に集金で納付していた。申立期間のうち 46 年 3 月から 48 年 9 月までの期間及び 49 年 6 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料が未納とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

また、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から 49 年 5 月までの期間は厚生年金保険と記録されているが、遡って保険料を納付した時点では、厚生年金保険に加入していたことは知らずに、重複して保険料を納付したため、当該期間については、保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 46 年 3 月から 49 年 3 月までの期間について、申立人は、同年 5 月の結婚後すぐ、国民年金の加入手続を行い、20 歳からの未納保険料をまとめて納付したと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の国民年金被保険者の資格取得日等調査により、昭和 55 年 1 月末頃に A 市で払い出され（20 歳到達時に遡って資格取得）、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、49 年 5 月時点では、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人はまとめて納付したとする未納保険料額を覚えていない上、市役所（支所）で納付したと主張しているが、当時市役所では過去の未納保険料を収納することはなかつたことが確認されており、申立人の主張には不

合理的な点が見受けられる。

一方、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの期間については、夫の分と一緒に集金人に納付していたと主張しているところ、申立人に係る国民年金の加入手続が行われたのは、前述のとおり 55 年 1 月末頃と推認されることから、申立期間当時、当該期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）を所持しておらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年8月から50年3月まで
会社を辞めてすぐにA町（現在は、B市）役場から国民年金の書類が送られてきたので、加入手続を行い、保険料を納付していた。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職後すぐに役場から国民年金の書類が届いたため、加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見られないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、B市は、A町役場において、申立期間当時、厚生年金保険の資格喪失者に対し国民年金の加入勧奨は行っていなかったと回答しており、申立人の主張と符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。